

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 2 7 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課
医療指導監査室

令和 7 年度における高点数を理由とする個別指導について

令和 5 年 1 月 1 9 日付け厚生労働省保険局医療課医療指導監査室事務連絡「令和 5 年度における指導監査等について」（別紙参照）の記の 2（2）では、令和 7 年度に高点数を理由とする個別指導の実施に当たっては令和 6 年度の状況を見極めた上で判断することとしているところ、標記については、下記によることとしたので、ご留意いただくようお願いします。

記

個別指導について、指導大綱どおり実施する。

ただし、令和 5 年度に集団的個別指導を実施した保険医療機関等のうち、令和 6 年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当する場合は、令和 7 年度の個別指導の対象となるが、令和 7 年度においては、対象となる保険医療機関等の数の上位より概ね半数程度（最大で保険医療機関等数の 4 %程度）を選定の上、実施に当たっては、令和元年度の平均点数が上位から概ね 8 %の範囲に位置する保険医療機関等を実施対象とする。